



栃運企第 314 号
令和元年 8 月 30 日

栃木県倉庫協会 会長 殿

栃木運輸支局長



令和元年秋の全国交通安全運動の実施について

標記について、関東運輸局長から別添のとおり通達があり、当支局としても「実施要領」及び「実施細目」に基づき推進することとしたので、貴会傘下会員に対し周知方ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

関 総 安 第 4 0 号
令 和 元 年 8 月 2 8 日

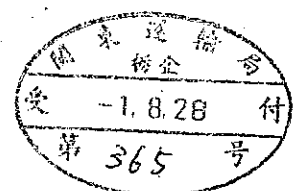
栃木運輸支局長 殿

関東運輸局長（公印省略）

令和元年秋の全国交通安全運動の実施について

標記について、令和元年7月16日付け国総安第5号により総合政策局長から別添1のとおり通達があり、9月21日（土）から同月30日（月）までの期間中、当局として別添2のとおり実施要領を定め、令和元年秋の全国交通安全運動を推進することとしたので、これに基づき本運動の積極的な推進を図るとともに、関係事業者団体に対し周知徹底を図られたい。

また、別添3のとおり関係団体に対し協力依頼したので了知願いたい。



国総安第5号
令和元年7月16日

別記 殿

総合政策局長
(公印省略)

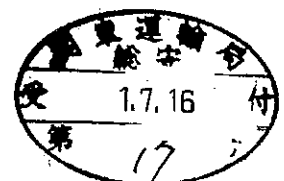
令和元年秋の全国交通安全運動の実施について

標記について、別紙1の「令和^{4/}年秋の全国交通安全運動推進要綱（令和元年7月3日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）」に基づき、別添のとおり「令和元年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」を定めた旨の国土交通事務次官からの通知があったので、貴局においては、推進要綱及び実施計画に基づき、具体的な実施計画を作成し、本運動の積極的な推進を図られたい。

本運動の推進にあたっては、運動期間中の9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」と決定されていることに留意するとともに、その趣旨・目的（国民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動し、交通事故の発生を抑止すること。）についても周知願いたい。

また、貴局における実施結果を11月15日までに提出されたい。

なお、警察庁長官に対しては、別紙2のとおり協力依頼済である。



[別 記]

北海道運輸局長

東北運輸局長

関東運輸局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

近畿運輸局長

神戸運輸監理部長

中国運輸局長

四国運輸局長

九州運輸局長

沖縄総合事務局長

